

第二期 魚沼市子ども・子育て支援事業計画

第2部 各論（案）

第1章 教育・保育提供区域の設定

1 区域設定の考え方

本計画においては、「量の見込み」と「確保の内容」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。

2 区域設定

本計画においては、本市全域を1区域として設定します。

【区域設定の理由】

以下の理由により、教育・保育提供区域を「市内全域で1区域」とすることとしました。

- ① 保護者の生活スタイルの多様化に伴い、現在、本市での幼稚園、保育園等の利用は、旧町村に関係なく市内全域で広域的な利用があること。
- ② 保護者の通勤、勤務状況等に合わせた幼稚園、保育園の利用や市の様々な地域性を生かした特徴ある教育・保育を利用者が選べるなど、細かなニーズに柔軟に対応できること。
- ③ 旧町村単位では区域ごとに幼稚園、保育園の設置数に差が出るため、地域の状況によっては地域型保育事業の導入が難しくなること。
- ④ 人口減少が今後も見込まれる中、区域を小さく設定すると地域によっては見込み量が少なく、区域内での量の調整や確保が難しいこと。
- ⑤ 保護者の就労状況や希望するサービスの利用など考慮すると、区域を分けて確保策を検討するよりも市全体で検討した方が既存施設の有効利用につながること。

第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

1 幼児期の教育・保育の量の見込み

本市では、これまでの教育・保育の利用実績、ニーズ調査の結果を踏まえ、人口推計、施設の配置状況、市の実情等を考慮し、認定区分ごとに、「必要利用定員総数」を設定します。

■必要利用定員総数

- ・1号認定（3～5歳 学校教育のみ）：幼稚園及び認定こども園に係る総数
- ・2号認定（3～5歳 保育の必要性あり）：保育園及び認定こども園に係る総数
- ・3号認定（0～2歳 保育の必要性あり）：保育園及び認定こども園、地域型保育事業に係る総数

■教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）

（単位：人）

計画年度 及び 認定区分		1年目（R2）			2年目（R3）			3年目（R4）			4年目（R5）			5年目（R6）		
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
①量の見込み （必要利用定員総数）		62	618	390	61	589	370	60	560	361	59	531	353	57	508	346
②確保の内容	特定教育・保育施設															
	認定こども園	15	45	25	15	45	25	60	95	80	60	95	80	60	95	80
	幼稚園	105			105			105			105			105		
	保育園		798	377		798	377		703	322		703	322		703	322
	従来型幼稚園	120			120											
	地域型保育事業	/			/			/			/			/		
②－①		178	225	32	179	254	52	105	238	61	106	267	69	108	290	76

※特定教育・保育施設は、子ども・子育て支援法の施設型給付を受ける幼稚園、保育園及び認定こども園をいう。

※従来型幼稚園は、文部科学省の幼稚園教育要領に基づいて幼児を教育する幼稚園をいう。

※地域型保育事業は、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育をいう。

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

本市では、3号認定が第二子以降無償化等の理由により増加傾向にあります。しかし、今後の人口減少が予想されるため、保育士不足の状況にはありますが、現状の見込み量では定員数の中で充足できる予定です。急激な社会変化の中で不足する場合は、既存施設の定員見直しによる定員増により確保体制を整備することを目指します。

1号認定に対応できる施設が市内に3施設(めぐみ幼稚園、すもんこども園、入広瀬幼稚園)であり、めぐみ幼稚園が令和3年度末で閉園する予定であるため、令和4年度を目標に既存の保育園を認定こども園に移行することについて検討します。

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 利用者支援事業

子どもや保護者が保育園、こども園、幼稚園での教育・保育や放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

■今後の方向性

引き続き、関係機関（子育て支援センター、保育園、こども園、幼稚園など）の連携を図り、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用に関する情報集約と情報提供を行います。

また、子どもや保護者からの相談や利用に必要な情報提供、助言を行い、関係機関との連絡調整等も行います。

2 地域子育て支援拠点事業

子育て支援センター等で、子育て中の親子の交流や育児相談、子育て関連の情報提供等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図るとともに、地域の子育てサークルの活動を支援します。

■現在の実施状況・課題

魚沼市子育て支援センターでは、月曜日から金曜日の9時から16時、土曜日の9時から11時30分、堀之内なかよし保育園では、月曜日から金曜日の9時から15時、すもんこども園では月曜日から金曜日の8時30分から11時30分の自由開放を実施しています。

また、守門健康センターで年間2回、入広瀬保健センターで年間10回の出張広場（各10時から11時30分）、各保育園等で年間10回程度の園開放事業を実施しています。

少子化や未満児の保育園入所の増加等により本事業の利用者数は減少傾向にあり、核家族化が進む中、子育てについての悩みを気軽に相談できる環境づくりや孤立感の防止が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

今後も継続して子育て支援センターの機能強化を進めながら、本センターから遠隔な地域については、地域に密着した保育園・幼稚園などで子育て支援・保護者支援体制の充実を図りながらサービスの提供に努めます。

○目標事業量（子育て支援センターの年間総利用者数）

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
①量の見込み	16,000人	15,000人	14,000人	13,000人	12,000人
②確保の内容	16,000人	15,000人	14,000人	13,000人	12,000人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【参考：利用実績】平成29年度 16,936人

平成30年度 15,185人

3 妊婦健診事業

妊娠・出産期から子育て期までの途切れない支援に配慮することが重要であり、母子保健施策の推進の一環として妊婦の健康診査にかかる費用を助成しています。

■現在の実施状況・課題

関係機関と連携し、母子健康手帳の交付から妊娠・出産・育児まで途切れない支援を行っています。

妊婦健診では、健康診査費用の一部を助成することで、誰もが安心して妊娠・出産を迎えることができるように健康状態を定期的に確認し、様々な不安の相談に応じています。公費負担として県統一の14回の妊婦健康診査に加え、市独自に15回目以降の健診も実施しています。

定期受診をしない妊婦も見受けられるため、医療機関と協力し、受診勧奨と妊婦健診の重要性を伝えていく必要があります。

■今後の方向性・目標事業量

引き続き出産するまで健診助成を実施し、母体や胎児の健康状態の確認や妊娠や子育ての不安解消に努めます。

定期受診がない妊婦がいないか確認し、医療機関と連携しながら無事出産を迎えられるよう支援していく必要があります。

○目標事業量【母子健康手帳交付数】

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
① 量の見込み	210人	210人	210人	210人	210人
② 確保の内容	210人	210人	210人	210人	210人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

▽母子健康手帳交付数（実績）

H26	H27	H28	H29	H30	R1（見込）
221人	231人	232人	214人	209人	220人

4 乳児家庭全戸訪問事業

育児経験の豊富な訪問スタッフと保健師等が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供等を行い、親子の心身の状況や養育環境を把握しています。支援が必要な家庭に対しては関係機関と連携し、母子の孤立を防ぎ適切な支援につなげていきます。

■現在の実施状況・課題

平成30年度の訪問実施率は、100%です。

訪問した際の相談内容が多様化しているため、訪問従事者の研修や意見交換、報告会等を行いスキルアップを図る必要があります。

■今後の方向性・目標事業量

今後も生後4か月までの乳児がいる家庭の養育環境の全数把握に努めます。

○目標事業量【訪問実施数】

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
①量の見込み	210人	210人	210人	210人	210人
②確保の内容	210人	210人	210人	210人	210人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

▽訪問実施（実績）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1(見込)
出生数（暦年）	224人	215人	227人	219人	213人	210人
対象者数（年度）	226人	195人	235人	210人	203人	210人
訪問数（年度）	222人	193人	234人	208人	203人	—

5 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士等が関係機関と連携し、妊娠期から継続して必要な支援を行います。

■現在の実施状況・課題

継続的な支援が必要なことから特定妊婦¹の把握に努めています。その上で、関係機関が連携して当該家庭の支援をしています。また、様々な要因で養育支援が必要となっている家庭については養育支援の必要性を判断し、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を行い、関係機関と連携しながら個々の家庭が抱える養育上の問題を解決するよう継続的に支援しています。

支援にあたる関係者、関係機関の情報共有と連携体制が必要不可欠となっています。

■今後の方向性・目標事業量

今後も途切れなく適切な支援が行われるよう関係機関と情報の共有を行い、更に連携を密接にするよう努めます。また、妊娠期から安定した家庭生活が営まれるよう支援に努めます。必要な対象者には関係機関と連携し全数支援できるように対応します。

▽養育支援訪問事業実施件数

H26	H27	H28	H29	H30
4人	5人	4人	1人	2人

¹ 「特定妊婦」・・・出産後の子どもの養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことをいう。具体的には、不安定な就労等収入基盤が安定しないことや家族構成が複雑、親の知的・精神的障害などで育児困難が予測される場合などがある。このような家族は妊娠届が提出されていなかったり、妊婦健診が未受診の場合もある。

6 子育て短期支援事業

短期入所生活援助（ショートステイ）事業は、保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に保護するものです。

また、夜間養護等（トワイライトステイ）事業は、保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等に、児童を児童養護施設等で保護するものです。

■現在の実施状況

本事業については、現時点において県内で実施しているのは新潟市のみです。

■今後の方向性

現時点ではニーズがなく、本市が実施施設を単独で開設することは現実的ではないと考えますが、今後のニーズを把握する中で、ファミリー・サポート・センター事業等、類似の機能を持つ事業による対応の可能性を含め検討していきます。

7 ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施しています。

■現在の実施状況・課題

平成30年度の実績は、提供会員12人、依頼会員9人、利用回数は、他の兄弟の入院や受診時の預かり3回、保育園の送迎2回の合計5回でした。他市の状況を見ると、利用目的の多くは保育園や小学校・塾等の送迎が占めています。本市の場合は、市域が広いことから通園のバスやスクールバスが整備されており送迎のニーズが少ないことが考えられます。

また、依頼会員の登録動機についても祖父母や友人等の協力が得られない場合の保険的な登録が多く、継続して登録していても利用実績が無い会員が多いという実態があります。

さらに、保護者が乳幼児一時預かりや延長保育などを利用していることも本事業の利用が少ない一因と考えられますが、より利用しやすい内容とするために、制度の見直しが課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

FMうおぬまなどを活用した事業内容の効果的なPRや、より利用しやすい環境を整えるため制度の見直しを検討し、子育て支援事業の選択肢の一つとして充実するよう努めます。

また、提供会員については様々な預かりに対応できるように、研修の充実によりスキルの向上に努めます。

○目標事業量

【依頼会員数及び提供会員数】

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
① 量の見込み	3人	4人	5人	6人	7人
	13人	13人	14人	14人	15人
②確保の内容	3人	4人	5人	6人	7人
	13人	13人	14人	14人	15人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人
	0人	0人	0人	0人	0人

※上段：依頼会員数、下段：提供会員数

※本項では、小学生を対象とした数字を掲載しています。

H29 依頼会員 2人 提供会員 13人 H30 依頼会員 1人 提供会員 12人

8 一時預かり事業

保護者の社会参加や病気、冠婚葬祭、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のため、一時的に子どもを保育園等で預かる事業です

※ここでは、保育園での一時保育、幼稚園での在園児対象の預かり保育、ファミリー・サポート・センター（就学前児童対象分）、地域子育て拠点施設等での一時預かりが対象となっています。

■現在の実施状況・課題

現在、市内の全保育園で一時預かり事業を、全幼稚園で預かり保育事業を実施しています。ファミリー・サポート・センター事業は実施しているものの、前述のとおり利用実績は少ない状況です。

一時預かり事業の充実については、通常保育と同様に施設整備、職員配置等が必要となります。現時点では、保育ニーズの高まりを受け、保育士確保が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

保護者の利用希望に沿いながら、今後も一時的に保育が困難な就学前児童について、適正な支援に努めていきます。

○目標事業量

【保育園・こども園】

(実人数)

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
①量の見込み	750人	717人	690人	666人	645人
②確保の内容	750人	717人	690人	666人	645人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

【参考：利用実績】平成29年度 746人

平成30年度 741人

【幼稚園（在園児対応）】

(年間延べ利用人数)

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
①量の見込み	2,000人	1,912人	1,840人	1,776人	1,720人
②確保の内容	2,000人	1,912人	1,840人	1,776人	1,720人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人

※R4以降の一時預かりについては、こども園で対応することとする。

【参考：利用実績】平成29年度 2,154人

平成30年度 3,097人

【ファミリー・サポート・センターにおける依頼会員数及び提供会員数】

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
① 量の見込み	12人	12人	13人	13人	13人
	13人	13人	14人	14人	14人
②確保の内容	12人	12人	13人	13人	13人
	13人	13人	14人	14人	14人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人
	0人	0人	0人	0人	0人

※上段：依頼会員数、下段：提供会員数。

※ここでは、就学前児童を対象とした数字を掲載しています。

H29 依頼会員 12人 提供会員 13人 H30 依頼会員 9人 提供会員 12人

9 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間を超えて保育が必要な場合に保育を行う事業です。

■現在の実施状況・課題

市内の全保育園で実施しています。平成 27 年度から 30 年度までの年間平均利用実人数は約 620 人です。

通常保育と同様に施設整備、職員配置等が必要となります。現時点では、保護者の就労状況に応じたニーズに対応可能な開設時間や保育士確保が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

身近な地域でサービスの提供を受けられるよう職員確保に努め、適正な実施サービスの確保に努めます。

○目標事業量【延長保育利用児童数】

(実人数)

	1 年目 (R2)	2 年目 (R3)	3 年目 (R4)	4 年目 (R5)	5 年目 (R6)
①量の見込み	625 人	598 人	575 人	555 人	538 人
②確保の内容	625 人	598 人	575 人	555 人	538 人
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【参考：利用実績】平成 29 年度 476 人 平成 30 年度 634 人

10 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設などで看護師等が一時的に預かるものです。

■現在の実施状況・課題

平成 28 年度から子育て支援センターでの病児病後児保育は廃止し、魚沼市立小出病院内で定員おおむね 6 床で開設しました。平成 30 年度は延べ利用者数 260 人、実利用者数 157 人の利用があり、医師、看護師の常駐する病院での保育は利用者にとって安心できる環境になりました。

インフルエンザ等が流行した場合の保育士の不足や当日のキャンセル等利用方法が課題となっています。

■今後の方向性・目標事業量

働く保護者への支援として、魚沼市立小出病院と連携し継続して実施します。

保護者へは子育て便利帳への掲載等で周知していますが、お知らせ版やFMうおぬまなども活用し制度の周知に努めます。

○目標事業量

【病児・病後児保育事業】

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
① 量の見込み	定員 6 日/人 (1 か所)	定員 6 日/人 (1 か所)	定員 6 日/人 (1 か所)	定員 6 日/人 (1 か所)	定員 6 日/人 (1 か所)
② 確保の内容	定員 6 日/人 (1 か所)	定員 6 日/人 (1 か所)	定員 6 日/人 (1 か所)	定員 6 日/人 (1 か所)	定員 6 日/人 (1 か所)
② -①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【参考：利用実績】平成 29 年度 延べ利用者数 309 人 実利用者数 144 人
平成 30 年度 延べ利用者数 260 人 実利用者数 157 人

11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業です。

■現在の実施状況・課題

令和元年度においては、9小学校区で11のクラブ（公立10クラブ、私立1クラブ）を開設し、349人の児童（R元.5.1現在。入所者のみ。長期利用者、一時利用者は除く。）が利用しています。

施設面では、堀之内放課後児童クラブが利用者数の増加により定員を超えていることなどの課題があります。

運営面では、非常勤職員が放課後児童支援員として従事しており、長期的、安定的な人材の確保が難しいこと、夏休みの利用児童数の増加に伴う職員の確保が難しいこと、近年は特別な支援が必要な児童の入所が増加傾向にあり、適切な支援を行うための職員の育成などの課題があります。

また、現在開設している児童クラブの多くを市が運営していますが、開設時間の延長や食事の提供などの柔軟な施設運営が期待される民営化についても検討を行っていく必要があります。

■今後の方向性・目標事業量

平成27年度から小学校6年生までが利用対象となったことから一時的に需要が増加しましたが、少子化による児童数が減少する一方で、核家族化の進行や共働き世帯が増加したことより現在の放課後児童クラブの利用者数は横ばいの状況にあります。今後もしばらくこの状況が続くことが見込まれるため、ニーズ調査の結果を踏まえながら引き続き量の確保に努めていきます。

また、支援員のキャリアアップ、特別な支援が必要な児童に対する研修などの受講機会を充実し、保育の質の向上を図ります。

①堀之内地域（堀之内放課後児童クラブ）

堀之内放課後児童クラブは、堀之内小学校区と宇賀地小学校区を対象区域としています。

平成27年度に堀之内小学校敷地内に新たな施設を建設したことにより、定員を80人に増加しましたが、利用者数の増加により定員を超えています。また、クラブの規模が40人を超えていることから、施設内で保育の集団を2つに分割しています。

今後の利用者数も横ばい状態が続く見込みを踏まえ、堀之内地域内に新たな児童クラブの設置を検討します。

②小出地域（小出つくしクラブ、小出北部つくしクラブ、ひまわり放課後児童クラブ、伊米ヶ崎放課後児童クラブ）

小出つくしクラブ、小出北部つくしクラブ、ひまわり放課後児童クラブは、小出小学校区を対象区域としており、伊米ヶ崎放課後児童クラブは伊米ヶ崎小学校区を対象区域としています。

③湯之谷地域（湯之谷放課後児童クラブ、湯之谷やくしクラブ）

湯之谷放課後児童クラブ、湯之谷やくしクラブは、湯之谷小学校区を対象区域としています。

湯之谷放課後児童クラブは、利用者数の増加により施設内で保育の集団を2つに分割して実施していましたが、井口小学校の改築、移転に併せ、平成29年度に湯之谷小学校内に湯之谷やくしクラブを新設し、2箇所に分割したところです。現在は、いずれのクラブも定員内に収まっていることから継続して実施します。

④広神地域（広神東よつばクラブ、広神西よつばクラブ）

広神東よつばクラブは、広神東小学校区、広神西よつばクラブは、広神西小学校区を対象区域としています。

⑤守門地域（守門きのめクラブ）

守門きのめクラブは、須原小学校区を対象区域としています。

⑥入広瀬地域（入広瀬放課後児童クラブ）

入広瀬放課後児童クラブは、入広瀬小学校区を対象区域としています。

児童数の減少により利用者数も減少していますが、継続して実施します。

○目標事業量

（単位：人）

	H29	H30	R1	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
児童数(5/1現在)	1,668	1,615	1,503	1,522	1,482	1,442	1,399	1,359
うち低学年	813	729	691	717	698	679	659	640
うち高学年	855	886	812	805	784	763	740	719
①見込み量（低学年）	266	269	270	258	251	245	237	231
①見込み量（高学年）	78	89	79	80	78	75	73	71
①合計	344	358	349	338	329	320	310	302
②確保の内容	420	420	420	380	380	380	380	380
②－①	76	62	71	42	51	60	70	78

※平成29年度から令和元年度の見込み量欄の数字は、通年利用の登録をしている児童の実数です。

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設や特定子ども・子育て支援施設である私立幼稚園において実費徴収を行うことが出来るとされている副食費の費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に一部を補助する事業です。

■現在の実施状況

幼児教育・保育無償化に伴い対象となった副食費の補助については、保育園等を利用する子どもと同様の取扱いとなるよう補助対象範囲を拡充し、私立幼稚園に在籍する魚沼市の満3歳以上のすべての子どもの副食費の費用について補助を行っています。

■今後の方向性

子育てを行なう家庭の経済的負担の軽減のため継続して実施します。

第4章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

1 幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進

現制度では、幼児教育と保育を一体的に提供する（幼稚園と保育所の機能を併せもつ）認定こども園の普及のため、設置に関する手続きの簡素化や、財政支援の充実・強化を図り、教育・保育の総合的な提供を図るとされています。

本市では、幼保連携型認定こども園として「すもんこども園」があります。また、幼稚園は市内に2施設（公・私立各1園）あり、市内全域を対象とした募集に対して、現在、入園者数は定員を下回っている状況です。

ニーズ調査結果では、認定こども園、幼稚園の利用希望もあり、保護者の幼児教育への関心がうかがえます。まずは、既存の施設の有効利用を図ることを第一とし、居住地から近い施設でもニーズを満たすことができるように、既存施設の認定こども園への移行について検討します。

2 質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子育て支援の役割及びその推進方策

現在、子どもやその家族を取り巻く環境は、急速な少子化に加え核家族化の進行、共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、子育ての孤立感、負担感の増加、児童虐待²の深刻化、兄弟数の減少など様々な課題を抱えています。

子どもの健やかな育ちを等しく保障し、本計画の基本的な視点である「子ども、家庭、地域」の力を育て、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、幼児期における教育・保育の「環境」及び「質」の向上を図る必要があります。幼稚園教諭、保育士等の人材確保、教職員の資質向上のための研修の実施、職員の処遇改善を図ります。

また、既存施設の有効利用など適正な施設規模の確保、地域型保育事業導入の推進を図るとともに、財政健全化の観点から公立保育園の民営化を含めた施設整備について引き続き検討を進めます。

地域の子育て支援では、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」などの事業の充実を図るほか、保護者や地域の子育ての力が高まるよう、地域性や園の特色を生かした活動、地域交流を通じて子育ての視点に立った親支援、地域での子育て支援の推進を図ります。

² 「児童虐待」・・・保護者が18歳未満の児童に対して、身体的虐待、性的虐待、養育の放棄、怠慢（ネグレクト）、心理的虐待などの行為を行うこと。

3 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）の取組の推進

適正な就学支援に向けて検討などを行う「幼保小連絡会議」に放課後児童クラブを加え、小1問題³だけでなく各年齢で生じる様々な問題等に対し一貫した指導が行えるよう、情報交換などによる課題を共有するほか、継続して職員及び関係者の共通理解を図ります。

職員の相互理解を深めるため、保育参観、授業参観への積極的な参加や一貫した教育のための合同研修などによる交流の場を設けるなど連携に努めます。

また、幼児期の学校教育・保育と小学校における教育の円滑な接続のために、行事への相互参加など異年齢交流を推進します。

³ 「小1問題」・・・小学校に入学した1年生が新しい環境に馴染めず、集団行動ができない、授業中座っていない、先生の話を受けないなどの状態が継続すること。

第5章 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

ニーズ調査結果では、育児休業を早めに切り上げ仕事に復帰した理由として、『経済的な理由で早く仕事復帰する必要があった』と回答した方が38.9%、『人事異動や業務の節目の時期に合わせるため』と回答した方が23.3%、『その他』と回答した方は19.1%で、記載理由の中でも『職場の要望』、『職場に迷惑を掛けたくないため』などの意見が多く見られ、『希望する保育園に入るため』と回答した方は全体の11.8%でした。

現在育児休業取得中の方に『1歳になった時に必ず預けられる教育・保育施設の事業があれば1歳になるまで育児休業を取得しますか』という問いに対して、10.1%が1歳になる前に職場復帰をしたいと回答しています。

これらの回答から、施設を充足しただけでは必ずしも1歳までの育児休業取得にはつながらない現状があります。

本市では、現在待機児童はいませんが、希望する保育施設利用のためと限定すると少数ながら、その保育施設を利用するために育児休業を早めに切り上げている人がいます。

このため、特定教育・保育施設⁴又は特定地域型保育事業⁵の利用を希望する保護者が育児休業満了時（原則1歳到達時）から利用できる環境を整えていくことが重要です。

今まで以上に育児休業取得中の保護者に対して市内各施設の情報提供を行うことで、市内全体で産後休暇・育児休業後の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の円滑な利用の確保を目指します。

事業名	事業内容
子ども・子育てに関する広報・周知	市報・お知らせ版、市ホームページ、魚沼市情報メール配信サービス、暮らしのガイド、子育て便利帳、FMうおぬまを利用した周知活動を行う。
子ども・子育てに関する相談受付	市民相談センター、民生委員・児童委員、保育園・幼稚園、子育て支援センター、保健師を活用して、妊娠、出産、育児、生活にかかる不安を取り除き、解消する。

⁴ 「特定教育・保育施設」・・・市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。なお、施設型給付とは、認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付をいう。

⁵ 「特定地域型保育事業」・・・市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育）」をいう。

第6章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援の推進

1 児童虐待防止対策の充実

近年、児童虐待による重大な事件が後を絶たず深刻な社会問題となっています。児童虐待の早期発見・早期対応につなげるためには、魚沼市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を中心とした子どもの命と安全を守る関係機関の連携だけでなく、地域全体による見守りや寄り添いが重要です。

虐待の発生を未然に防ぐため、保育園、幼稚園、学校、子育て支援センター等が連携し、子育て世代の育児不安や孤立感の軽減を図るとともに、令和2年(2020年)には子育て世代包括支援センターを設置し妊娠から子育て期の切れ目ない支援を行い、特に支援を必要とすると判断した場合には養育支援訪問事業等の適切な支援につなげます。

また、令和4年(2022年)までに子どもとその家庭及び妊産婦等を対象により専門的な相談対応や継続的なソーシャルワーク業務までを行う「子ども家庭総合支援拠点」を整備し、子育て世代包括支援センターや協議会と連携し虐待の防止に努めます。

事業名	事業内容
子どもからの相談体制確立	子どもスマイルコールを設置して、子ども達から直接「いじめ・虐待等」の相談を受ける。
「子どもスマイルコール」カード配布	「いじめ・虐待等」の相談のための連絡先等周知カードを広く配付する。
こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	生まれてから4か月までの乳児の家庭に訪問して、育児不安等について様子を伺う。（H21年から全戸訪問実施）
要保護児童対策地域協議会	虐待相談、ケース検討、問題を抱える家庭への効果的な支援など、関係機関との連携による要保護児童ネットワークを活用して問題解決を図る。
要保護児童関係機関との協働	要保護児童対策地域協議会の個別ケース支援会議など、関係機関と協働して被虐待児家庭への支援を行う。
養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、訪問による支援を行う。

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭は、子育てと生計維持の役割を1人で担っており、子どもの養育や経済面での困難に直面している事例も多く見られるため、関係機関等との連携による就労・養育などの支援を推進します。

また、子どもが健やかに成長していくうえで起きる様々な問題に対応するため、子どもや子育て家庭が安心して頼ることのできる相談窓口が求められています。各相談窓口等の受付内容、所在を分かり易くまとめた子育て便利帳等を活用して周知を図り、相談体制の充実を図ってい

く必要があります。

事業名	事業内容
児童扶養手当	18歳以下の子ども（障害のある子どもは20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父または母や、母または父に代わって児童を養育している方に支給（所得制限有）
ひとり親医療費助成	ひとり親家庭に対する医療費助成（所得制限有）
ひとり親に対する放課後児童クラブ負担金の軽減	ひとり親家庭の負担金を1/2に軽減
保育料の軽減	母子世帯で非課税世帯等の場合

3 障害児施策の充実

次世代を担う全ての子どもたちが、将来自立し社会に参加するため、障害のある子どもたちも、他の子どもと同じようにいきいきと安心して生活できるように一人ひとりの特性に応じた継続的な相談や支援の取組を推進します。

障害の早期発見、早期治療及び日常生活を送るための訓練の推進と、障害の原因となる疾病及び事故等の予防のため、乳幼児に対する健康診査及び学校における健康診断等を推進します。

乳幼児期を含めた早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に十分な情報を提供するとともに、保育園・幼稚園、小・中学校、特別支援学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通認識を深めることにより、保護者の障害受容やその後の円滑な支援につなげていくことが重要になります。

また、本人及び保護者と市、教育委員会事務局、学校等が、教育上必要な支援等について合意形成を図ることが重要です。

障害の特性が、いまだ社会的に十分理解されていないと思われることから、適切な情報の周知が必要であり、さらに、家族が適切な子育てを行えるよう家族への支援体制の整備が必要です。

社会福祉法に基づき策定した「魚沼市地域福祉計画」、障害者基本法に基づき策定した「魚沼市障害者計画」、障害者総合支援法⁶に基づき策定した「魚沼市障害福祉計画」及び児童福祉法に基づき策定した「魚沼市障害児福祉計画」と調和を図り、連携を密にして事業を推進していきます。

⁶ 「障害者総合支援法」…正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

事業名	事業内容
つくしプレー教室	発達に課題のある就園前児童の療育教室
ステップアップ教室	発達に課題のある就学前児童の療育教室
ペアレント・プログラム	2歳から5歳の子どもの保護者対象の支援プログラム
教育相談	就学児童の適正就学について保護者の相談を受ける。
支援ファイルの活用	教育、医療、福祉、就労等の関係機関と連携による相談支援を継続的に実施するための「相談支援ファイル」を作成、活用
保育園障害児受入れ	職員の研修機会をつくり、障害・発達障害児の受入れを行う。
放課後児童クラブ障害児受入れ	職員の研修機会をつくり、小学生の障害・発達障害児の受入れを行う。
保育園等巡回相談事業	保育園等を訪問し、子どもの発達に不安のある保護者からの相談に応じ、園生活を安心して送られるよう支援する。
相談支援事業	「うおぬま相談支援センター」に委託し、身体、知的、精神、発達障害等を対象に様々な相談に対応するとともに、関係機関との連絡調整を図る。
日中一時支援事業	障害のある方に日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の休息を目的とした一時的な見守りを行う。
発達障害への意識啓発	一般の保護者に対し、発達障害教育やセミナーの開催をとおして理解を深めてもらう。
重度心身障害者医療費助成	重度心身障害者の入院・通院に対し、保険診療による自己負担のうち、一部負担金を超える額を助成する。
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者に日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図る。
障害児福祉手当	常時介護を要する在宅の20歳未満の最重度の障害児に支給し、福祉の増進を図る。
特別児童扶養手当	一定の障害を有する児童を育てている方に手当を支給し、福祉の増進を図る。

第7章 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

全国的に少子高齢化の進行と併せて長期の人口減少社会の中で、少子化を改善するための各種施策が求められています。

国では、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を一定規模の企業等に義務化し、仕事と子育ての両立を図れるように、子育て世帯等向けの就労支援に関する各施策を進めています。

仕事と家庭の調和のとれた社会を実現するためには社会全体で男女共同参画社会⁷を推進し、働き方の見直しを進めることが重要です。

ニーズ調査結果では、育児休業を取得した人の約4割は1年以内に職場復帰をしています。5年前の調査と比較して約1割減ってはいますが、1年未満での職場復帰の希望の約1割と比べて大きく開きがあります。希望よりも早く職場復帰した理由として、「経済的な理由で早く復帰する必要があったため」、「人事異動や業務の節目時期に合わせるため」を合わせると約6割を占め、経済的な理由も含め仕事を優先する社会意識が残っており、仕事と生活の調和が十分にとれていない状況が依然あると考えられます。こうしたことから、引き続き事業所側にも育児休業中の経済支援制度の周知や理解を求めるとともに、育児休業を取得した人に対しても事業所と協力しながらワーク・ライフ・バランス⁸の重要性について更なる普及啓発が必要です。

一方、子育てしながら安心して働き続けるためには、多様な保育ニーズに柔軟に対応するため、延長保育、病児・病後児保育、放課後児童健全育成事業など、仕事と子育てが両立できるよう、保育サービスの充実に向けた取組を継続して行います。

また、サービスの量的充実を進めていくことはもちろんですが、人間形成の基礎を培う乳幼児期の子どもの成長に大きな影響を及ぼす特定教育・保育施設においては職員のより一層のスキルアップに取り組めます。

事業名	事業内容
職場における子育て意識啓発	雇用主に対する子育て意識の啓発と支援策の提案等
	仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業に対する認定制度・認定マーク（くるみん）及び特例認定マーク（プラチナくるみん）の周知
	雇用保険の被保険者の方の育児休業中の収入として、育児休業給付金受給があることの周知

⁷ 「男女共同参画社会」・・・男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会

⁸ 「ワーク・ライフ・バランス」・・・仕事だけではなく、家事、育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことが出来ないものであるため、仕事と生活との調和があつてこそ人生の生きがいや喜びが倍増するという考え

第8章 母子保健計画

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

1 背景

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに育てるための基盤となるものです。妊娠・出産期から子育て期までの途切れない支援が重要となります。

ニーズ調査から、子育てをしながら就労している親の割合が増加しており、子どもと十分に関わる時間や気持ちの余裕がないこと、しつけや教育に関する不安や悩みがあることがわかります。

不妊治療による妊娠や、子どもを産み育てたいと考えても出産・子育て・教育にお金がかかることなどから、妊娠届出時においても経済的な支援を望む声が多く聞かれています。

現在は、家庭環境の変化などにより、子どもとの関わり方がわからない、子育ての大変さを理解してくれる人がいない、緊急時等に子どもをあずかってもらえる友人等が全くないなど、妊娠・出産や育児に不安や悩みを抱えやすい妊婦・母親が増えています。

国においても、妊娠、出産、子育てを通じて必要なサポートを行う子育て支援の充実を図るため、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施する子育て世代包括支援センターについて、母子保健法等の改正により市町村での設置の努力義務を法制化し、全国展開を図ることとされました。

本市では、令和2年度に子育て世代包括支援センターを立ち上げ、親子が健やかに、ともに育ち、子育てに喜びを感じる親が増えることを目指し、妊娠期から出産、育児を通して、育児不安を軽減し、子どもの成長・発達に応じた適切な支援ができるよう事業を進めていきます。

2 活動目標

- 安心して妊娠期を過ごし出産を迎えることができる
- 健やかな成長発達に必要な子育てに関する相談体制・学習機会がある
- 望ましい生活リズムや生活習慣が確立できる
- 子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導が受けられる
- 思春期に心とからだについての正しい知識を身につけることができる

3 母子保健事業の提供体制と量の見込み

<活動目標>

○ 安心して妊娠期を過ごし出産を迎えることができる

(1) 母子健康手帳の発行

■現状と課題

妊娠・出産期から子育て期までの途切れない支援の出発点として、母子健康手帳の交付を保健師が行うことで妊婦の健康、家庭状況などを把握しています。

関係機関と連携し健康相談や支援に努めていますが、妊娠週数が12週を過ぎて交付を受ける妊婦が若干名います。

【妊娠週別交付状況】

	11 週まで	12～19 週	20～27 週	28 週以降	出産後	計
平成 30 年度	206 人	2 人	0 人	1 人	0 人	209 人

■今後の方向性・施策

妊娠届出及び母子健康手帳交付時を、保健師と妊婦の重要な接点と捉え、保健師による健康相談を積極的に実施し、継続した支援に努めます。また、全妊婦を対象に利用できるサービスや必要な支援についてプランを作成し、安心して妊娠期を過ごし出産を迎えられるよう支援します。

■目標事業量

	1 年目 (R2)	2 年目 (R3)	3 年目 (R4)	4 年目 (R5)	5 年目 (R6)
母子健康手帳交付の妊婦への面接実施割合	100%	100%	100%	100%	100%

(2) 妊婦一般健診助成事業

■現状と課題

県下統一された1人あたり14回分の健診助成以外にも、15回目以降の健診が発生した際の市独自の助成を実施し、誰もが安心して妊娠・出産を迎えることができるように、母体や胎児の健康状態を定期的に確認し、様々な不安の相談に応じています。

定期受診をしない妊婦も見受けられるため、医療機関と協力し、受診勧奨と妊婦健診の重要性を伝えていく必要があります。

■今後の方向性・施策

今後も、健診助成を実施し、母体や胎児の異常の早期発見、正常な妊娠の経過を確認することなどを通じ、妊娠や子育ての不安解消につなげます。

■目標事業量

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
妊婦一般健康診査受診率	100%	100%	100%	100%	100%

(3) 妊産婦・新生児訪問事業

■現状と課題

産婦と赤ちゃんの健康状態の確認と産後うつや育児不安への対応を図るため、助産師又は保健師が新生児のいる家庭へ訪問しています。

また、妊娠届出時から支援が必要な妊婦に対して妊娠中から保健師が訪問し、相談支援を行っています。

産婦の精神面の把握や支援にあたる訪問従事者への研修と、母乳の不足や授乳に関する不安に対応するために助産師の確保が必要です。

【実施状況】

平成30年度	対象者実人数	訪問実人数	実施率
妊婦	3人	3人	100.0%
産婦	198人	159人	80.3%
新生児	196人	160人	81.6%

■今後の方向性・施策

今後も、新生児のいる家庭へ母子の健康状態や産後うつや育児不安等の確認等のため、すべての新生児に対しての訪問を目指します。そのためには、出生連絡票の確認が欠かせないものであるため、母子健康手帳交付時に出生連絡票の提出についての説明に注力します。また、訪問従事者の資質の向上と助産師の継続的な確保に努めます。

なお、妊娠届出時から支援の必要な妊婦は、妊娠期から出産後も継続的に保健師等が訪問を行うなどして切れ目のない支援をしていきます。

■目標事業量

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
新生児への訪問率	100%	100%	100%	100%	100%

(4) 妊産婦入院医療費助成事業

■現状と課題

妊産婦の経済的負担軽減により安心して出産できる環境を整えるため、妊娠期間中の医療費自己負担額について助成を行いました。平成 29 年度から診療科の制限を撤廃し、妊娠及び出産に関わる疾病以外にも制度を拡充したことで多くの妊産婦が助成の対象となり、経済的な負担を軽減することができました。

申請に係る負担の軽減と確実な助成を実施できるよう、現物給付に移行する必要があります。

【実施状況】

	延べ助成件数	助成実人数
平成 30 年度	159 件	119 人

■今後の方向性・施策

受給者証の交付等により、医療機関窓口での支払い時において直接助成ができる現物給付への移行を進めていきます。

(5) 不妊治療費助成事業

■現状と課題

子どもを望む夫婦にとって高額な不妊治療費は大きな負担となるため、治療に対する経済的負担軽減により安心して治療できるよう、特定治療（体外受精・顕微授精）と人工授精等の一般治療に対してそれぞれ治療費を助成しています。

不妊治療を行っている方を把握することが困難であるため、医療機関と連携して制度の周知を行っていますが、治療を行うきっかけになるようさらなる制度周知が必要です。

【実施状況】

平成 30 年度	特定治療	一般治療
申請件数	14 件	15 件

※特定治療（体外受精・顕微授精）、一般治療（特定治療以外の治療）

■今後の方向性・施策

引き続き、不妊に悩む方の治療に対して治療費の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

また、治療を実施している医療機関やホームページでの制度周知を継続し、効果的な制度の周知に努めます。

(6) 不育治療費助成事業

■現状と課題

望む妊娠・出産ができる支援体制の整備を図るため、不育症の治療に対しての助成を平成 31 年度から開始しました。

不育治療を行っている方を把握することが困難であるため、医療機関と連携しさらに周知を図る必要があります。

■今後の方向性・施策

引き続き、不育症に悩む方の治療費の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

また、利用者の利便性を向上させるため、申請方法や対象時期などの検討を行っていきます。

(7) 産婦健診事業

■現状と課題

平成 30 年度から、乳児 1 か月健診と合わせて産後 1 か月の健康診査も開始し、産婦の身体的及び精神的な健康管理及び経済的な負担軽減のため健診費用の助成をしています。

現在、健診票で受診できる医療機関は 1 か所のみで、他の医療機関を受診した場合は、償還払いによる助成となっています。利用者の利便性の向上及び健診結果の早期把握のため、今後も医療機関との連携を深めていく必要があります。

【実施状況】

	助成件数
平成 30 年度	172 件

■今後の方向性・施策

産後の身体や環境等の変化が影響して情緒が不安定になる時期に早期介入・支援できるよう医療機関との連携を継続するとともに、健診票を使用できる医療機関の拡充を図ります。

(8) 産後ケア事業

■現状と課題

母親の身体的回復と精神的な安定が図られる体制づくりのため、平成 30 年度から、産後の育児の支援や休養が必要な方へ必要なケアを、医療機関と連携して行うサービスとして開始しました。宿泊、日帰り型のケアと、助産師による訪問型のケアを設定しています。

開始してからの利用者がおらず、制度周知を積極的に行っていく必要があります。

■今後の方向性・施策

市報及び市ホームページ等を通じて制度の周知を図るとともに、より利用しやすい制度

とすゝために実施医療機関の拡充などの検討を行います。

〈活動目標〉

○ 健やかな成長発達に必要な子育てに関する相談体制・学習機会がある

(1) 乳幼児・妊産婦健康相談

■現状と課題

妊産婦や母親が不安を抱え込まず、子どもの成長発達に合わせた育児ができるよう、随時、保健師等が電話や窓口、訪問等で乳幼児の成長発達、妊産婦の健康相談に応じています。

土・日夜間問わず24時間体制の「うおぬま健康ダイヤル」では、医師、看護師、保健師等が無料で電話相談に対応できるようにしています。

子どもの年齢が上がるにつれて、「子育てが楽しいと感じる人」の割合が低下する傾向にあり、「相談相手がない人」も見受けられます。

【相談事業】

年度	実績	妊婦健康相談	電話・来所相談者数
平成 25 年度		99 人	314 人
平成 30 年度		242 人	337 人

【健診でのアンケート結果】

平成 25 年度	4 か月児	1 歳 6 か月児	3 歳児
子育てが楽しいと感じる人	91.5%	88.8%	82.2%
相談相手がない人	3 人	1 人	1 人
平成 30 年度	4 か月児	1 歳 6 か月児	3 歳児
子育てが楽しいと感じる人	93.4%	88.7%	77.7%
相談相手がない人	2 人	0 人	1 人

■今後の方向性・施策

令和 2 年度から「子育て世代包括支援センター」を設置し、今後も妊娠期から子育て期まで切れ目なく気軽に相談できるよう体制を整えます。

また、相談先を知らずにいる妊産婦等もいるため、母子健康手帳交付時や新生児訪問、乳幼児健診の際に紹介する等、周知方法の工夫、徹底を図ります。

■目標事業量

全乳幼児健診を通じてアンケート回答で下記の率及び人数を目指す。

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
子育てが楽しいと感じる人	90%	90%	90%	90%	90%
相談相手がない人	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 妊娠期～子育て期の健康教育

○パパ・ママ準備教室

■現状と課題

妊婦及びその夫を対象に、市の制度紹介や食生活の講話、マタニティ体操、擬似妊婦体験等を実施しています。座談会では、同じ立場の人同士で話ができ、安心して妊娠期を過ごすことにもつながっています。

子育て期につながる仲間づくりのために、第1子の対象組に対する参加率を上げていく必要があります。

【受講状況】

年度	開催回数	受講人数			参加状況		
		合計	パパ	ママ	組	対象組に対しての参加率	第一子の対象組に対しての参加率
平成30年度	4回	54人	25人	29人	30組	15%	37%

■今後の方向性・施策

今後も安心して出産ができ、家族で育児を協力して行えるよう事業内容の充実を図るとともに、妊婦の仲間づくりの場の提供に努めていきます。

○にこにこハッピー子育て教室

■現状と課題

妊婦及びその夫と乳児をもつ保護者や関心のある人を対象に、子どもが健やかに成長発達できるような親としての心構えや知識を得る講話を実施しています。

出産前はからだの健康や出産について、出産後は育児への関心が高くなっており、夫婦での参加も増えています。

近年、就労している親が増え子どもの預け先について関心が高まっているため、市の制度と一緒に保育園・こども園などの情報も事業内容に取り入れる等、参加率向上のために対象者にあった内容を工夫しながら実施する必要があります。

【受講状況】

年度	開催回数	受講人数				参加状況		
		合計	パパ	ママ	関心のある人	組	内 訳	
							妊娠期	子育て期
平成 30 年度	2 回	33 人	6 人	26 人	1 人	26 組	10 組	16 組

■今後の方向性・施策

今後も子どもの健やかな成長、発達のために、適切な情報提供や学習の機会を提供していきます。

■目標事業量

パパママ準備教室受講者

	1 年目 (R2)	2 年目 (R3)	3 年目 (R4)	4 年目 (R5)	5 年目 (R6)
第一子の対象組に対する参加率	38%	39%	40%	41%	42%

○1 歳よちよち教室

■現状と課題

1 歳頃の成長発達の目安や心身の発達を促すための関わりの大切さがわかり、子どもの成長発達を楽しみながら育児ができることを目的に教室を開催しています。規則正しい生活リズムの大切さ、むし歯予防の意識向上など、成長発達に応じた適切な指導により不安の軽減や必要な知識の習得につながっています。

一方で参加割合は 4 割にとどまっており、子どもとの関わり方に悩みながら育児している親への支援が必要です。

【参加状況】

	回数	対象者数	参加人数 (割合)	うち第一子の参加率
平成 30 年度	12 回	221 人	87 人 (41.2%)	44.0%

■今後の方向性・施策

今後も関わり不足・体験不足による発達の遅れの予防や、育児不安の軽減、口腔衛生の意識向上のため教室等の機会を設定します。また、内容の充実を図るとともに、参加しやすいように対象月齢を親の育児休暇中に合わせる等の検討を行います。

(3) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

■現状と課題

育児経験豊富な訪問スタッフや保健師等が生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供等をしています。

長期里帰り等の場合は必ず連絡を取り状況を確認し、戻ってから訪問しています。

訪問従事者の質が一定に保たれるための研修等が必要です。

【実施状況】

	対象者実人数	訪問実人数	訪問実施率
平成30年度	203人	203人	100%

■今後の方向性・施策

今後も生後4か月までの乳児のいる家庭の養育環境の全数把握に努めます。

また、親子の心身の状況や養育環境を把握し、支援が必要な家庭に対しては関係機関と連携し、適切な支援につなげます。

さらに、訪問従事者の研修や意見交換、報告会等を行いスキルアップを図ります。

■目標事業量

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
訪問実施率	100%	100%	100%	100%	100%

(4) 養育支援訪問事業

■現状と課題

養育に関する支援が特に必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士等が関係機関と連携し、妊娠期から継続して必要な支援を行っています。

支援にあたる関係者、関係機関の情報共有と連携体制が必要不可欠です。

■今後の方向性・施策

今後も途切れなく適切な支援が行われるよう関係機関と情報を共有し、連携を密にするよう努めます。

また、妊娠期からの支援についても安定した家庭生活が営まれるよう支援に努めます。

■目標事業量

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
養育支援訪問実施率	100%	100%	100%	100%	100%

(5) 未熟児訪問

■現状と課題

助産師又は保健師により、未熟児養育医療の対象となった児や、2,500g未満で生まれ健康状態等の確認が必要と思われる児を対象として訪問指導しています。

発育や発達に対する保護者の不安の軽減、医療、福祉等の関係機関との連携が必要となります。

【訪問指導の実施状況】

平成30年度	対象者実人数	訪問実人数	実施率
未熟児訪問	3人	3人	100%

■今後の方向性・施策

今後も未熟児養育医療の対象となった児を重点に、100%の訪問指導を目指します。

■目標事業量

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
訪問実施率	100%	100%	100%	100%	100%

(6) 発達発育にフォローが必要な児の相談

■現状と課題

乳幼児健診等で発達について経過観察が必要とされた児に対して、言語聴覚士による「こたばの相談会」や関係機関で実施する「療育相談」や「療育事業」等で、児の発達状況に合わせた具体的な関わりをアドバイスすることで児の発達を促し、育児不安を軽減します。

対象児の発達を促すために、専門職から子どもとの関わり方について具体的な助言を受ける相談会等の必要性が高まっています。

■今後の方向性・施策

今後も対象児の発達及び保護者の不安の軽減を目指し、言語聴覚士等の専門職による相談会を継続します。

〈活動目標〉

○ 望ましい生活リズムや生活習慣が確立できる

(1) 離乳食講習会

■現状と課題

乳児期からの健全な食習慣の形成を目的とし、子どもの発育・発達に応じた離乳食の進め方、食品の量や種類及び形態を講話だけでなく体験・試食を通し、望ましい食習慣を考える機会としています。

また、参加者同士の情報交換の場となっており、子育て経験者や食生活推進委員からのアドバイスも良い支援になっています。

課題としては、第1子の参加率が低迷していることです。インターネット等の普及により手軽に情報を得ることができるようになったことや家庭で料理することに対して負担を感じる保護者もいることも要因となっています。

【参加状況】

	ステップ1		ステップ2		ステップ3	
	回数	参加組数	回数	参加組数	回数	参加組数
平成30年度	12	101組	12	94組	12	72組

※ステップ1 第1子参加率62.4%

■今後の方向性・施策

今後も離乳食講習会をステップ1～3の三段階のコースとし、きめ細やかな相談・支援が受けられる体制づくりを継続していきます。

第1子参加率向上のために適正な機会を捉え、参加を促します。

また、参加された方へは離乳食の負担感を軽減するような内容の見直しを行い、より満足できるような講習会を目指します。

■目標事業量

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
(ステップ1)第1子参加率	85%	85%	85%	85%	85%

(2) おやこ食育教室

■現状と課題

おやこ料理教室として、親子等での調理体験を通して、食材に興味を持つ、食への関心や意欲を高めるなど、自ら食について考え、判断し、望ましい食行動が取れるよう、家庭での食習慣を見直すきっかけづくりの事業として実施しています。

参加は募集人員の8割程度となっています。

■今後の方向性・施策

今後も、食材に興味を持つことや、食への関心や意欲を高めることなど、自ら食について考え、望ましい食行動が取れるよう、魚沼市食育推進計画に基づいた食育を推進する中で、家庭を中心とした食習慣の見直しを支援する事業を検討していきます。

事業の募集人員に対して100%の参加を目指します。

■目標事業量

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
おやこ料理教室の募集に対する参加率	100%	100%	100%	100%	100%

(参考：実績 H30 83.3%)

(3) 歯科保健教育

■現状と課題

魚沼市歯科保健計画に基づき、乳幼児健診や1歳よちよち教室における歯の健康教育を実施しています。3歳児のむし歯のない子の率は県平均よりも良い状況が続いているので、これを維持していく必要があります。

また、成人期の歯科保健対策として、妊娠届出時に妊婦へ歯科保健指導を、4か月児健診時に保護者へお口の健康チェックを実施しています。保護者へ歯科保健指導を行うことで、子どもへの波及効果が期待されます。

【3歳児のむし歯の現状】

	むし歯のない子の率	1人平均のむし歯の本数
平成30年度	92.7%	0.18本

■今後の方向性・施策

今後も乳幼児の歯科健診や健康教育など魚沼市歯科保健計画に基づいた事業を継続し、3歳でむし歯のない子の率90%以上の維持を目指します。

■目標事業量

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
3歳でむし歯のない子の率	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上

(4) 健診・各種教室での指導

■現状と課題

生涯にわたる健康づくりを推進するためには、子どもの頃からの正しい生活習慣を確立しておくことが望まれます。

1歳6か月児・3歳児健診や各種教室において、早寝早起きの生活リズム、3回の食事、歯みがきの習慣などについて指導しています。

【健診の問診結果】

	3回の食事をしている子の割合	7時までに起床している子の割合
平成30年度	99%	84%

■今後の方向性・施策

今後も健診・各種教室の場を活用し、規則正しい生活習慣について理解を深めてもらうような指導を続け、3回の食事をしている子、規則正しい就寝・起床ができる子の割合を伸ばしていくことを目指します。

■目標事業量

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
3回の食事をしている子の割合	100%	100%	100%	100%	100%
7時までに起床している子の割合	90%	90%	90%	90%	90%

〈活動目標〉

○ 子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導が受けられる

(1) 乳幼児健診

■現状と課題

子どもの成長や発達段階に応じた育児支援ができるよう、乳幼児健診を育児支援の場ととらえ、育児不安の軽減、乳幼児の健康管理、健康増進を図っています。また平成30年度から、安心して子育てをできる環境づくりの一環として乳児の1か月健診に対する助成制度を開始し、発育状況等の結果把握及び支援の介入が早期にできるようになりました。

受診率は高く維持されており、欠席者に対しても通知や電話で受診勧奨を行い未受診理由の把握に努めています。健診に出席できない場合は、地区担当保健師が訪問等により生活・発達状況の確認を行っています。

子どもとの関わり方に悩む保護者がいることから、乳幼児健診を子育て支援の場とすることが求められています。

【受診状況】

	4か月児	1歳6か月児	2歳児	3歳児
平成30年度	100.0%	99.5%	98.7%	100.0%

■今後の方向性・施策

今後も子どもの成長発達を知る大切な機会であることを訴え、未受診者には、電話等により個別に周知するなど積極的に受診してもらえよう働きかけをし、対象児の100%受診を目指していきます。

また、療育事業や保育園、幼稚園と連携を図りながら、子どもや保護者が健やかな生活を送ることができるよう支援を継続します。

■目標事業量

	1年目 (R2)	2年目 (R3)	3年目 (R4)	4年目 (R5)	5年目 (R6)
全乳幼児健診の受診率	100%	100%	100%	100%	100%

(2) 予防接種

■現状と課題

保護者が予防接種の必要性を理解し、子どもの健康管理のため主体的に接種できるように、小学校入学前に受けるすべての予診票を生後2か月頃に個別通知しています。

接種時期が空くことによって予防接種の接種率が下がる傾向にあることから、麻しん風しん2期の予防接種に対し、年2回接種勧奨を実施しました。それにより接種率が向上傾向にあります。

また、平成 30 年度から任意予防接種(おたふくかぜと季節性インフルエンザ)の接種費用の助成事業を開始しました。集団感染の防止と重症化予防のため保護者等への啓発普及が今後の課題です。

【接種状況】

	四種混合 1 期初回 1 回	麻しん・風しん
平 30 年度	91.9%	96.8%

■今後の方向性・施策

乳児期の予防接種が増え接種スケジュールの調整が難しくなっているため、適切な時期に接種ができるよう、健診等の機会に状況確認をして必要なアドバイスを行うとともに、未接種者に対する効果的な勧奨を行い定期予防接種の接種率 90%台維持を継続します。

■目標事業量

	1 年目 (R2)	2 年目 (R3)	3 年目 (R4)	4 年目 (R5)	5 年目 (R6)
定期予防接種の接種率	90%	90%	90%	90%	90%

〈活動目標〉

○ 思春期に心とからだについての正しい知識を身につけることができる

(1) 学校、保健所等の関係機関との連携

■現状と課題

平成 28 年度から思春期教育に関する情報交換会を立ち上げ、学校、病院、保健所及び魚沼市における思春期保健の現状と取り組みについて、情報を共有する機会を設けています。情報交換を通じて各関係機関の取り組みを共通理解する機会になりました。

学校からは、周囲が子どもたちの変化に早く気づくこと、子どもたちには SOS の発信ができる力を身につけることが課題として挙げられました。

■今後の方向性・施策

関係機関で情報交換を行い、思春期保健における現状と取り組みの共通理解に努めます。また、情報交換から見えてきた現状や課題を踏まえ、課題解決に向けた取り組みについて検討していきます。

思春期健康教育は、引き続き関係機関と連携しながら進めていきます。

■目標事業量

	1 年目 (R2)	2 年目 (R3)	3 年目 (R4)	4 年目 (R5)	5 年目 (R6)
連絡会の開催回数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回

(2) 思春期・母子教育事業

■現状と課題

思春期の健康教育は各学校で実施されており、授業の教材として妊婦ジャケットや赤ちゃん人形を貸し出す「物品貸出事業」と、4 か月～1 歳までの赤ちゃんとその保護者が学校へ出向き生徒と触れ合う「赤ちゃんふれあい体験事業」を行っています。中学 3 年生を対象に令和元年度は希望のあった 3 中学校で実施しました。

将来の父性・母性の健全な育成のために、自らが大切な存在であることを自覚し、自己肯定感を高められるよう、学校の教育方針や年間計画に沿った形で実施する必要があります。

■今後の方向性・施策

将来、心身ともに健康な父親、母親になるための重要な課題として、標準的な事業内容を提示する等により全中学校での実施を目指すとともに、各学校と関係機関が連携をして進めていきます。

參考資料

1 魚沼市子ども・子育て会議

(1) 構成

区分	団体・機関等	所 属	氏 名	備考
子どもの 保護者	保育園等保護者	堀之内なかよし保育園保護者会	古田島裕太	
	小学生保護者	湯之谷小学校PTA	高橋 久子	
	中学生保護者	広神中学校PTA	上田 紀子	
	障がい児団体(親の会)	さくらんぼの会	中澤 京子	
学識 経験者	主任児童委員	魚沼市民生児童委員協議会	橘 恵子	○副会長
	魚沼市教育振興会	小出小学校	樋口 健一	◎会長
子育て 支援事業 従事者	私立保育園	小出保育園	山本 都子	
	私立保育園	清心保育園	清水 明次	
	私立幼稚園	めぐみ幼稚園	富永 直子	
	公立保育園	佐梨保育園	桑原久美子	
	放課後児童クラブ	守門きのめクラブラブ	櫻井 久子	
関係団体	社会福祉団体	魚沼市社会福祉協議会	岡部ひとみ	
公募委員			櫻井 悦子	
			高橋 静枝	
			梅田 愛子	

(2) 魚沼市子ども・子育て会議条例

○魚沼市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 4 日

条例第 40 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、魚沼市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)その他の子ども(法第 6 条第 1 項に規定する子どもをいう。以下同じ。)に関する法律による施策について、市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

2 会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、市長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次の各号に掲げる者の中から、市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱し、又は任命する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援(法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)に関し学識経験のある者

(3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) 関係団体の推薦を受けた者

(5) 公募による市民

(6) 前各号に定めるもののほか市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 魚沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年魚沼市条例第37号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(任期の特例)

3 この条例の施行後、初めて委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

2 策定の経過

子ども・子育て会議

日付	審議内容	出席者数
平成30年7月10日	平成30年度 第1回魚沼市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業計画の平成29年度評価結果の確認について (2) 第二期 子ども・子育て支援事業計画策定に向けたスケジュールについて	8人
平成30年11月30日	平成30年度 第2回魚沼市子ども・子育て会議 (1) 第二期 子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査について (2) 今後のスケジュールについて	11人
平成31年3月18日	平成30年度 第3回魚沼市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援ニーズ調査の結果について	11人
令和元年6月13日	令和元年度 第1回魚沼市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援ニーズ調査結果(詳細)について (2) 第二期 子ども・子育て支援事業計画の項目(章等)の構成について (3) 第二期 子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュール(案)について	13人
令和元年7月30日	令和元年度 第2回魚沼市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業計画 平成30年度事業評価シートについて (2) 第二期 子ども・子育て支援事業計画 第1部総論(案)について	13人
令和元年年9月30日	令和元年度 第3回魚沼市子ども・子育て会議 (1) 第二期魚沼市子ども・子育て支援事業計画 第1部 総論(案)の修正等について (2) 第2部 各論(案)について	人
令和元年 月 日	令和元年度 第4回魚沼市子ども・子育て会議 (1)	人
令和 年 月 日	令和元年度 第5回魚沼市子ども・子育て会議 (1)	人

3 パブリックコメントの結果

(1) パブリックコメントの実施概要

■意見等の募集期間

令和元年12月 日()～令和2年 月 日()

■意見等を募集する計画(案)の公表

第二期 魚沼市子ども・子育て支援事業計画(案)

■公表の方法

計画(案)は、市のホームページに掲載するほか、教育委員会事務局子ども課(堀之内庁舎)、各市民センター、北部事務所、同入広瀬分室でも閲覧できます。

■意見等の提出方法

任意の用紙に住所、氏名、電話番号、ご意見を記載のうえ、教育委員会事務局子ども課、各市民センター、北部事務所又は同入広瀬分室窓口に直接お持ちいただくか、教育委員会事務局子ども課へ郵送、FAX又は電子メールで提出してください。

■提出における注意点

- ①住所、氏名、電話番号を明記してください。(匿名の方の意見等は受け付けません。)
- ②電話、口頭での直接聴き取りは行いません。

(2) 提出のあった意見の概要と件数

意見の区分	件数	反映の有無
	件	

第二期 魚沼市子ども・子育て支援事業計画

発行 令和2年3月

編集 魚沼市教育委員会事務局

〒949-7494 新潟県魚沼市堀之内130番地

TEL : 025-794-6027

FAX : 025-794-3890

E-Mail : kosodate@city.uonuma.lg.jp



Uonuma City